



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

610	令和3年度自衛官募集	(市町村課).....	1
611	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	3
612	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	3
613	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	3
614	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	4
615	〃	(").....	4
616	小池下土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	4
617	方地区土地改良区の役員の就退任	(").....	5
618	方地区土地改良区の定款変更の認可	(").....	6
619	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	6
620	〃	(").....	7
621	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	7
622	保安林の指定施業要件の変更	(").....	7

○ 教育委員会告示

1	和歌山県指定文化財の指定	8
2	昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号（和歌山県指定文化財の指定）の一部改正	8
3	昭和44年和歌山県教育委員会告示第11号（和歌山県指定文化財の指定）の一部改正	9

○ 正誤

	令和3年5月25日付け和歌山県報第211号和歌山県監査公表第14号中	9
--	------------------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第610号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の令和3年度募集について、次のとおり告示する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 募集種目
自衛官候補生
- 2 試験期日、試験場及び試験種目

試験期日	試験場	試験種目
令和3年6月27日（日）	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、地理歴史及び公民)
令和3年7月7日（水）	和歌山市	2 作文
令和3年7月8日（木）	和歌山市	3 口述試験
		4 適性検査
		5 身体検査

		6 経歴評定
令和3年7月9日（金）	和歌山市	
令和3年7月10日（土）	和歌山市	
令和3年8月21日（土）	和歌山市	
令和3年9月24日（金）	田辺市	
令和3年9月25日（土）	和歌山市	
令和3年10月17日（日）	和歌山市	
令和3年11月20日（土）	和歌山市	
令和3年12月18日（土）	和歌山市	
* 試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

3 受付期間

試験期日の10日前まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の者（32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の属する月の翌月の末日現在において、33歳に達しない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0072 橋本市東家五丁目2-2 橋本合同庁舎3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を（1）の機関に持参し、又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した（1）の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物使用検査を実施する。

(3) 各試験は、状況により中止する場合がある。

和歌山県告示第611号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30713009 86	HAZUMI株式会社	訪問介護ステーションはずみ	和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町84-11	訪問介護	令和 3.6.1	令和 9.5.31

和歌山県告示第612号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30623901 45	株式会社やさしさ	訪問看護ステーション紀の風	和歌山県新宮市佐野13 22-1	訪問看護	令和 3.6.1	令和 9.5.31
				介護予防訪問看護	令和 3.6.1	令和 9.5.31

和歌山県告示第613号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051600 298	こどもコミュニ ティルームたい よう	有田郡有田川町大 字垣倉字平野259番 地	児童発達支援	合同会社グラウ ンドワーク	和歌山市鳴神30番地 3	令和 3.6.1
			放課後等デイサー ビス			
			保育所等訪問支援			

和歌山県告示第614号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011700 980	合同会社富美香	紀の川市打田14 78-5	就労継続支援 B型	身体障害者（ 肢体不自由者 又は内部障害 者に限る。） 知的障害者 精神障害者	合同会社富美 香	紀の川市北大井 376-1	令和 3.6.1

和歌山県告示第615号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012125 211	ソラシド	日高郡みなべ町 埴田1589番地2	就労継続支援 A型	特定なし	JHFoodLab株 式会社	日高郡みなべ町 埴田1589番地2	令和 3.6.1

和歌山県告示第616号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和3年3月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	北野安彦	和歌山市黒岩117番地
理事	岩崎良男	和歌山市黒岩52番地
理事	尾崎紀之	和歌山市黒岩684番地
理事	西本富次	和歌山市黒岩202番地
理事	山崎顕	和歌山市黒岩82番地3

理事	岩崎匡均	和歌山市南畑249番地1
理事	岩崎健一	和歌山市南畑87番地1
理事	谷本武士	和歌山市南畑120番地
理事	谷口賢丸	和歌山市南畑793番地
理事	中野寛治	和歌山市境原326番地
理事	藤井安一	和歌山市境原572番地
理事	今面澄夫	和歌山市境原310番地
理事	津汐俊和	和歌山市境原288番地
理事	林和夫	和歌山市黒谷436番地
理事	林美樹	和歌山市黒谷335番地
理事	青木茂生	和歌山市黒谷120番地3
理事	谷本泰造	大阪府岸和田市下池田町一丁目24番19号
理事	瀬藤隆司	和歌山市大河内486番地
理事	浦田知幸	和歌山市山東中268番地
監事	青木幸夫	和歌山市黒谷116番地
監事	瀬藤宏	和歌山市大河内551番地1

2 就任した役員(令和3年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	北野幸志	和歌山市黒岩137番地
理事	尾崎文則	和歌山市吉田324番地1 1203号
理事	中岡邦男	和歌山市黒岩200番地
理事	山崎顕	和歌山市黒岩82番地3
理事	柳谷一弘	和歌山市黒岩614番地
理事	滝本輝男	和歌山市南畑324番地1
理事	谷口賢丸	和歌山市南畑793番地
理事	谷本武士	和歌山市南畑120番地
理事	大谷修造	和歌山市大河内605番地
理事	神谷憲次	和歌山市大河内176番地9
理事	角田博	和歌山市永山372番地
理事	井内健児	和歌山市黒谷312番地
理事	谷本昌穂	和歌山市黒谷238番地
理事	林和夫	和歌山市黒谷436番地
理事	林良亮	和歌山市黒谷58番地2
理事	吉田正造	和歌山市黒谷41番地
理事	江原宏	和歌山市境原166番地3
理事	中野元義	和歌山市境原533番地
理事	藤井利典	和歌山市境原14番地
監事	岩崎隆晴	和歌山市南畑82番地4
監事	林秋男	和歌山市木枕229番地

和歌山県告示第617号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年6月8日

1 退任した役員(令和3年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	森本泰宏	海南市下津町方417番地
理事	前山敏浩	海南市下津町方262番地
理事	奥村定雄	海南市下津町大崎1378番地
理事	大谷光幸	海南市重根西一丁目5番地11 グランリアンⅡ105号
理事	橋爪隆浩	海南市下津町方1467番地
理事	大谷公哉	海南市下津町方1153番地
理事	山本賢児	海南市下津町大崎1393番地
理事	岩本長士	海南市下津町方426番地2
理事	梶本元文	海南市下津町方967番地
理事	田中祥雄	海南市下津町方784番地
理事	森下勝己	海南市下津町下津204番地
監事	鯨洋一郎	海南市下津町大崎1443番地2
監事	北村昌彦	海南市下津町方763番地

2 就任した役員(令和3年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	森本泰宏	海南市下津町方417番地
理事	橋爪隆浩	海南市下津町方1467番地
理事	大谷公哉	海南市下津町方1153番地
理事	森下勝己	海南市下津町下津204番地
理事	梶本元文	海南市下津町方967番地
理事	田中祥雄	海南市下津町方784番地
理事	鯨洋一郎	海南市下津町大崎1443番地2
理事	宮本俊則	海南市下津町方1085番地
理事	向山好騎	海南市下津町方1653番地
理事	鈴木洋至	海南市下津町方470番地3
理事	戎映樹	海南市下津町大崎1446番地1
監事	山本賢児	海南市下津町大崎1393番地
監事	樋口幸大	海南市下津町方776番地

和歌山県告示第618号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、方地区土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第619号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木535の4(次の図に示す部分に限る。)、5

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第620号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町西谷字庵尾坪598の1・598の4・598の5・598の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第621号

令和3年和歌山県告示第457号（以下「告示第457号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
北本林業株式会社
土田希実子
橋本義雄
松本考代
木下栄太郎
溝端貞行
三田林三郎
二澤正廣
前田貢
松本ハルノ
阿部富洋
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第457号のとおり

和歌山県告示第622号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、令和3年4月16日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

令和3年6月8日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

（記念物の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
記念物 （史跡）	安居近世用水路 附 安居暗渠碑 2,680.69㎡	西牟婁郡白浜町向平字湯之上513番1 西牟婁郡白浜町神宮寺字中山215番 国土調査法（昭和26年法律第180号）による第VI座標系を基準とするA点（X=-262,976.562、Y=-48,576.429）及びB点（X=-263,053.480、Y=-48,373.093）を結ぶ基線から両側5m並びに標高49.0mから53.0mの暗渠部分 西牟婁郡白浜町寺山字家ノセ戸431番2地先、安居字背戸山1295番1地先 西牟婁郡白浜町安居字宮ノ前834番	多屋久代 山本敦子 河川管理者和歌山県知事 宗教法人三須和神社	田辺市中屋敷町16番地1 兵庫県神戸市東灘区住吉本町三丁目9番1-203号 和歌山市小松原通一丁目1番地 西牟婁郡白浜町安居834番地
記念物 （史跡）	龍松山城跡 11,234㎡	西牟婁郡上富田町市ノ瀬字池谷2717番1、2717番5、2717番6 西牟婁郡上富田町市ノ瀬字池谷2717番2	一般社団法人市ノ瀬愛郷会 上富田町市ノ瀬財産区	西牟婁郡上富田町市ノ瀬1080番地 西牟婁郡上富田町朝来763番地

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、令和3年4月16日和歌山県指定文化財十五社の樟樹に隣接地を追加指定したので、昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号（和歌山県指定文化財の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月8日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

本則の表中、「573.16㎡」を「689.41㎡」に、「563番地1」を「563番1」に、「549番地1、549番地2」を「549番1、549番2、549番3及び549番4」に、「妙楽寺薬師講代表者」を「妙楽寺薬師講代表」に改める。

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により、令和3年4月16日和歌山県指定文化財一遍上人名号碑建立之地に草書碑柞石を追加指定するとともに名称等を変更したので、昭和44年和歌山県教育委員会告示第11号(和歌山県指定文化財の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年6月8日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

本則の表中

「

史跡	一遍上人名号碑建立之地	540.629㎡	東牟婁郡熊野川町大字日足165の1	熊野川町	熊野川町教育委員会(管理)	を
----	-------------	----------	-------------------	------	---------------	---

」

「

史跡	一遍上人名号碑附磨崖名号碑	208.57㎡	新宮市熊野川町日足字萬歳165番1	新宮市	同左	に改める。
----	---------------	---------	-------------------	-----	----	-------

」

正 誤

正 誤

令和3年5月25日付け和歌山県報第211号和歌山県監査公表第14号中

ページ	誤	正
12	3の監査対象期間	3の監査対象機関